

【落札者に該当する者が2人以上ある時の抽選方法について】

予定価格（消費税及び地方消費税を除く。）の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者(以下「当該入札者」という。)が2人以上となった場合、開札後直ちに入札参加資格審査を行う順を決定する抽選を下記手順で実施します。

1. 開札に立ち会っている者（抽選を行う者）の確認。

- ① 当該入札者が立ち会っている場合は当該入札者がくじを引くこととする。
- ② 当該入札者の使用人等が立ち会っている場合、当該入札者に代わり、その者が当該入札者のくじを引くこととする。
- ③ 当該入札者又はその使用人等が立ち会っていない場合、建設工事に係る条件付き一般競争入札（事後審査・郵送方式）実施要領第19条第6号の規定により、入札事務に関係のない職員がくじを引く。

2. 抽選の実施

20番から50番までの数字が記載されたくじを引き、一番大きな数字を引いた者を落札候補者とし、入札参加資格等の審査を行う。以下降順にて落札候補者とする。